

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2016. 7 No. 299

健全性支援実績No1を目指す！

Tax&Financial Group
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL(06)6538-0872（編集担当 岸本）
e-mail info@tfg.gr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 中小企業にまつわる随想
- II. 高額資産購入が消費税課税事業者にされてしまう
- III. 生産性向上設備投資促進税制について
- § FinTech会計の研修会開催のお知らせ

[今月のトピックス]

- ・特許庁情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

中小企業にまつわる随想

— フィンテック、融資・会計の革新性 —

TFG会長 藤原 忠義

暑中御見舞い申し上げます。

昨今、フィンテックなる造語が世間に浮上してきております。御承知の通り、金融、財務、会計を意味するファイナンスと情報技術を意味するテクノロジーとを組み合わせたふあ〜とした概念で、情報技術を駆使して金融サービスを生み出したり、見直したりする動きのことだと解説している事典もあります。そして、フィンテック会計（クラウド会計）とは企業会計を軸に、その視点から私共も呼称している用語です。このファイナンスとテクノロジーの融合を目指す情報技術の進化が各界から大いに注目されているところです。日本の経済産業省でも産業・金融・IT融合に関する研究会（フィンテック研究会）を立ち上げて久しく、又金融庁では金融機関のフィンテックベンチャー企業への出資割合の規制緩和にかかる銀行法改正が、つい先般(5月)に成立をみたりしております。

今後、生活者一般としては、変革可能性が高いと思われるジャンルがいろいろあります。例えば、スマホ決済、仮想通貨、ロボアドバイザー、テレマティクス保険、クラウドファンディングが考えられましょう。職能的には、決済、融資、送金、資金運用、保険あたりで、米国では投資額が多いのは決済関係で次が融資関係だそうです。（ジェトロレポートによる）

いずれにしても中小企業に直近する課題としては融資、会計というジャンルになるかと思っております。ひるがえって日本の経済社会はいろいろな課題を抱えており、その一つに中小企業の経営高度化、生産性向上、資金調達の手軽化があります。経済全体が成長状況にある場合は追い風としてこれらも進展していったものですが、ゼロ成長下で又ダイナミックな淘汰が機能しにくい状況のもとでは、中々その進展が見うけられないというのが実態かと思われま。

ところがこのフィンテック旋風はこれらのマクロ的課題に挑戦できる力量をもっています。少なくとも高い可

能性があると考えられます。金融とか財務とかの分野は伝統的に米国、英国が先行し、米国ではそれに情報技術の集積度の高いシリコンバレー、シアトル、ボストン等の先進性が加わり、これらの動きが大きくなると形成するなどして、先進国の中でも力強い経済成長が実現しているものと理解しております。もとよりフィンテック分野については米国が全体的に先行していますが、日本では国内のニーズに適合すべく日本風にアレンジして紆余曲折を経つつも発展していくものと思われまます。

さて紙面の関係もありフィンテック会計が中小企業にどのような影響があるのか、とり分けどのようなメリットを及ぼしていくのかに入っていくことと致します。

一つは、中小企業の会計に革新的な変化を促すという点にあります。

現行、企業経営ではすべての始発（原始）とも云うべき一つの取引を一単位として、その仕訳の記録はご承知の様に手書きなり手動で入力し処理することを常態としております。唯、一部ではその煩わしさからこの基本の原理を放置し、やむを得ず帳簿がない場合に結果として認められる税務上の白色申告を選択している様な企業も少なからず実在します。

この様な現状の事態に対し、フィンテックはこの仕訳の手書きなり入力作業のすべての自動作成が系統的に可能としている点です。既に現時点でも取引数の相当部分（金融機関等の諸取引）について、現実に仕訳の自動作成がクリアできております。但し、ここで云う自動作成される仕訳については制度会計上必要な情報を完備している訳ではありません。（その都度専門家等が点検済みは除く）従ってこの仕訳から導かれて自動作成される財務資料は一定の融資に係る資料としては活用できますが、公式な精度の高い財務資料として例えば経営管理用、株主提供用、税務官庁用にはそのままでは使えません。

今後デジタル社会の進展により自動作成の対象となる取引も拡大していくと理解しています。曾ての、ケータイの初動段階での基地局が整備されていなかった段階でも、普及していったのと類似している感じがします。

因みに、私共の関与先様各位については、現在お使いの会計ソフトを切替（更新）するだけで、フィンテック会計への対応が可能となります。目下進行中の企業各位もいらっしゃると思いますが、原則として次の決算期に合わせて、切替えとそれに伴う諸手続きのご説明を行う手筈をしております。

いま一つは、中小企業の融資環境の革新にあります。

融資分野をターゲットとするテクノロジーは、次のフレームワークで示した環境等の早期実現を目指していることは明白でしょう。

即ち「貸手、借手双方にそれなりに有益な融資環境の構築」。そのためには「必要とする財務情報の必要時受渡しの実現」。そのためには前述の「仕訳作業の全自動化の実現」という図式です。人工知能の手法等によるさらなる進化が見込まれる検索技術を駆使する等、自動化の早期実現に挑戦中であろうことが推察されます。

「融資」で革新に向けた動きがやがて浮上してくるでしょうが、フィンテックがターゲットとしているのは個人事業者等向けの小口事業資金で、一定以上に精度のある財務情報により、半ばパッケージ的に、それなりの金利で、多くの案件を消化するというパターンが想定されるのではないのでしょうか。

因みに、私共としてはこれに該当する関与先様各位も少なからず含まれますが、それらを包含した関与先様各位の“融資”に係る財務情報への関わりは、次のようなスタンスを常態としております。

税務上の書面添付がここ 20 数年来、関与先様各位の御理解もありパイオニア的件数をあげてきている点は、おぼろげ乍らも御高承戴いておるかと思えます。書面添付制度はあく迄結果として調査省略を実現するためのもので、その要件は税務会計監査の適時実施にあります。このシステムから作成された企業各位の財務資料（月次、年次）を、必要により単一性の原則により企業様の承諾の上転用し、金融機関様に必要時提供する体制となっています。さらに、目下、借手、貸手双方よしの実現を目指すべく財務情報の受け渡しに係る電子的手続を詰めておる次第です。

乱筆はこの辺で置きます。末尾ですが御各位企業の御健闘を心よりお祈り申し上げます。有難うございました。

Ⅱ. 高額資産購入が消費税課税事業者にされてしまう！

—平成 28 年 4 月 1 日以後購入にご注意—

今回は、5 月号別冊の改正項目の中でも、特に影響度の高い高額資産を取得した場合についての消費税の取扱いについて掘り下げて掲載したいと思います。

消費税の課税事業者になるか否かは、一定の場合を除き 2 年前の課税売上高が 1,000 万円以下であれば免税事業者（「消費税課税事業者選択届出書」を提出して免税事業者であっても課税事業者になれる。但し、届出後 2 年間は課税事業者）になります。消費税の課税方式について、本則課税制度と簡易課税制度の 2 つがあり原則は本則課税制度です。「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出していて、2 年前の課税売上高が 5,000 万円以下であれば簡易課税制度により消費税の税額計算をして税務署に消費税を納付します。

この構造を活用して、消費税の免税事業者だけれども、大規模な設備投資を来期又は来年に予定していれば「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者になることで、設備投資分の課税仕入れが多くなり、課税売上より課税仕入の方が多分消費税が還付され、さらにその次の来期又は来年は「消費税簡易課税制度選択届出書」を事前に提出していることで簡易課税制度により消費税額が少なくなるという節税のスキームをよく見聞きしてきました。この節税スキームに対して、平成 22 年税制改革でメスが入り、さらに、平成 28 年税制改革ではスキームを封じるだけでなく、いつもは免税事業者なのに、たまたま、課税事業者の時に高額な資産購入や仕入を行ったというだけで、その後、何年も消費税の課税事業者となってしまうことがあります。ここでは、この平成 28 年での改正についてご説明させていただきます。

■ 平成 28 年改正（高額特定資産を取得した場合の中小事業者に対する特例措置の適用関係の見直し）

消費税の本則課税期間中に国内において（保税地域からの引取を含む）、高額特定資産の仕入れ等を行った場合は、その高額特定資産の仕入れ等を行った翌課税期間から、その高額特定資産の仕入れ等を行った日の属する課税期間の初日以後 3 年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間では、消費税の免税事業者になれないばかりか、簡易課税制度も選択できなくなりました。

高額特定資産とは、棚卸資産又は調整対象固定資産で、1 の取引の単位で、消費税抜きの支払額が 1,000 万円以上のものです。調整対象固定資産とは棚卸資産以外の資産で、建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権等の無形固定資産その他の資産で、消費税抜きで 100 万円以上のものです。

また、自己建設高額特定資産については、その自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等の支払対価（本則課税制度による課税期間において行った原材料費及び経費で消費税抜金額）の累計額が 1,000 万円以上となった日の属する課税期間の翌課税期間から、その建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後 3 年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間は消費税本則課税制度にて課税されます。

自己建設高額特定資産とは、他の者との契約に基づき、又はその事業者の棚卸資産もしくは調整対象固定資産として自ら建設等をした高額特定資産をいいます。

適用開始時期は、平成 28 年 4 月 1 日以後に高額特定資産の仕入れ等を行った場合に適用されます。又、経過措置として、平成 27 年 12 月 31 日までに締結した契約に基づき、平成 28 年 4 月 1 日以後に高額特定資産の仕入れ等を行った場合には、適用除外となります。

■ 平成 22 年改正との違い

平成 22 年税制改正では、以下の 2 ケースについて調整対象固定資産の課税仕入れを行った日の属する課税期間の初日から原則として、3 年間は免税事業者や簡易課税制度を選択することはできませんでした。

1. 「課税事業者選択届出書」を提出し、平成 22 年 4 月 1 日以後開始する課税期間から課税事業者となる場合で、課税事業者となった課税期間の初日から 2 年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れを行い、その仕入れた日の属する課税期間を本則課税制度で申告する。
2. 資本金 1 千万円以上の法人を設立し、新設法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れを行い、その仕入れた日の属する課税期間を本則課税制度で申告する。

平成 22 年改正と決定的に違うのは、いつもは消費税について免税事業者となっていた事業者が、例外的に課税売上が 1,000 万円を超え、その 2 年後、消費税の課税事業者になり、課税期間中に高額特定資産を取得したのために、翌課税期間以後免税事業者となるはずが課税事業者となることです。



特許庁情報コーナー

■知財総合支援窓口について

知財総合支援窓口とは、中小企業や中堅企業等が経営の中で抱える、アイデア段階から事業展開までの知的財産に関する悩みや相談を窓口支援担当者がワンストップで受ける相談窓口で、全国 47 都道府県に設置されています。経験豊富な企業 OB 等の窓口支援担当者がヒアリングを通じて経営及び知的財産の課題を把握し、課題に応じた知的財産に関するソリューションを無料で提案してもらえます。なお、大阪府の窓口実施期間は、一般社団法人大阪発明協会（06-6479-3901）となります。

Ⅲ. 生産性向上設備投資促進税制について

— 設備投資を決断するチャンスです —

平成 25 年 12 月 4 日に「産業競争力強化法」が成立しました。この法律は「日本再興戦略」に盛り込まれた施策を確実に実行し、日本経済を再生し、産業競争力を強化することを目的としています。我が国の産業競争力強化のためには、日本経済の 3 つの歪み、すなわち「過剰規制」、「過小投資」、「過当競争」を是正していくことが重要であり、本法律は、そのキードライバーとしての役割を果たすものであります。

先の 3 つの歪みを是正するために設備投資を促進すべく、生産性向上設備投資促進税制が創設され、本税制を活用した設備投資の促進を通じた我が国経済の活性化が期待されています。今回は、この税制についてご紹介いたします。

■制度の概要

この制度は、法人が産業競争力強化法の施行された日（平成26年1月20日）より平成29年3月31日までの期間内に、特定生産性向上設備等の取得等をして国内にある当該法人の事業の用に供した場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度において、特別償却又は税額控除を認めるものです。なお、上記の取得等とは取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る）又は製作若しくは建設をいい、建物にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいいます。）のための工事による取得又は建設を含みます。

■制度の適用

この制度が適用される法人は青色申告法人となります。

適用される事業年度は特定生産性向上設備等の取得等をして事業の用に供した事業年度となります。

特別償却が50%（建物又は構築物にあつては25%相当額）または税額控除が4%（建物又は構築物にあつては2%相当額）が可能になります。

なお、中小企業者等については、中小企業投資促進税制の上乗せ措置を利用すれば平成29年3月までは、全額の償却（即時償却）及び最大10%税額控除が可能です。

■対象設備・取得価額の要件

本制度の適用対象資産となる特定生産性向上設備等とは、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びに一定のソフトウェアで取得要件を満たすものです。

最新設備を導入する場合は、機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、ソフトウェアが対象になり、機械装置以外は一部の設備のみが対象となりますが、簡単な手続きで税制優遇が受けられます。

要件は最新モデルであること、生産性（「単位あたりの生産量」「精度」「エネルギー効率」等）が年平均1%以上向上していること、一定の価額以上であることとなります。上記の一定の価額については、機械装置は160万円、器具備品は120万円（単品30万円以上かつ合計額120万円）、建物、建物附属設備は120万円（建物附属設備は単品60万円以上かつ合計額120万円）、ソフトウェアは70万円（単品30万円以上かつ合計額70万円）となります。

利益改善のための設備を導入する場合は、機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物、ソフトウェアが対象になり、利益改善のための一連の設備が丸ごと対象になります。

要件は投資利益率が15%以上（中小企業者等は5%）であること、一定の価額以上であることとなります。上記の一定の価額については、機械装置は160万円、工具及び器具備品は120万円（単品30万円以上かつ合計額120万円）、建物、建物附属設備、構築物は120万円（建物附属設備は単品60万円以上かつ合計額120万円）、ソフトウェアは70万円（単品30万円以上かつ合計額70万円）となります。

必要な手続きとしては投資計画を作成し、税理士等の事前確認を受けた上で、経済産業局へ申請する必要があります。

生産性向上設備投資促進税制は中小企業等投資促進税制と被る部分が多々ありますので、ご利用をお考えの方は一度、**TFG**までご相談ください。



今月のブックマーク

知財ポータルをご存知でしょうか。今月の特許庁情報コーナーでは、知財総合支援窓口についてご紹介させていただきました。「知財ポータル」では、全国各地の知財総合支援窓口での支援事例の紹介や利用者の声も掲載されています。ロゴマークや屋号、商品ネーミング、商品デザインなどの知財を使った経営課題の解決例が豊富に掲載されていますので、ご興味のある方は、一度ご覧下さいませ。

「知財ポータル」(特許庁)
<http://chizai-portal.jp/>

今注目の Fin Tech 会計 研修会 開催！

「身体の細胞に匹敵する一つの取引を一単位とした仕訳処理。」
この自動作成への道が開かれようとしています。
この Fin Tech の革新性は時間不足、知識不足をぶっ飛ばしてくれます。
そして経営に変化を呼び起こすでしょう。
まずはネットバンキングと有機的に連携して銀行取引、クレジット（信販）
データーの自動受信からスタートしましょう！

【日時】①7月27日（水）、②8月26日（金） どちらかの日を選んで下さい
いずれも午後4時30分より（6時終了予定）

【会場】TFG会議コーナー（研修室）

大阪市西区阿波座1丁目4番4号 野村不動産四ツ橋ビル8F

【参加費】無料

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援・・・Tax&Financial Group

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐